

国海環第66号
平成27年9月1日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
大谷 雅美



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



平成 27 年 9 月
海洋・環境政策課

海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

1. 背景

今般、船舶からの二酸化炭素や窒素酸化物(NOx)等の放出量に係る規制を定めている海洋汚染防止条約(マルポール条約)の附属書VIが改正されたことを受け、我が国においても当該改正内容を担保するため、海洋汚染等防止法施行令等について所要の改正を行ったところ。

これらの改正に伴い、以下の通り、海洋汚染等防止法検査心得等を改正する。

2. 改正の概要

(1) 海洋汚染等防止法検査心得

- ・二酸化炭素放出抑制指標に関する基準改正(規制対象船種の追加、引かれ船等の免除)
- ・バイオ燃料混合油を輸送するタンカーへの要件追加(バラスト用油排出監視制御装置)

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法

- ・NOx 3 次規制の導入(北米及び米国カリブ海域での規制強化)
- ・NOx テクニカルコードの改正(二元燃料原動機の取扱い)

(3) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領

- ・NOx 3 次規制の導入(国際大気汚染防止証書等の様式変更)

(4) 原動機の放出量確認等業務要領

- ・NOx 3 次規制の導入
- ・NOx テクニカルコードの改正
- ・NOx 3 次規制が要求されない非同一原動機への換装のガイドライン(MEPC.230(65))
- ・NOx 後処理装置(SCR)装着原動機の認証に係るガイドライン(MEPC.198(62), MEPC.260(68))

(5) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領

- ・二酸化炭素放出抑制指標に関する基準改正

3. 施行日

平成27年9月1日

(バイオ燃料混合油を輸送するタンカーへの要件追加(検査の心得)のみ平成28年1月1日)